

初任給規程

給与規定第9条により、初任給に関する事項を次のとおり定める。

(初任給の級号給)

第1条 新たに職員となった者の級号給は、その者の職務、学歴及び資格に応じて、初任給基準表(表1)に掲げる級号給とする。ただし、その職員がその職務について有用な学歴、免許、経験等をその職務の最低限度の資格をこえて有する場合には、それ以上の級号給とすることができる。

② 職種別給料表は次のとおりとする。

- 1.給料表 A 部長、課長、室長、園長(以下「園長等」とする)、副課長、副園長(以下「副園長等」とする)と、主任、副主任および、保育士、事務員
- 2.給料表 B 看護師、保健師およびその資格を有する副園長等、主任、副主任
- 3.給料表 C 管理栄養士、栄養士およびその資格を有する副園長等、主任、副主任
- 4.給料表 D 調理員、用務員およびその資格を有する副園長等、主任、副主任

表 1

初任給基準表

職務	初任給の級号給					
	学歴	大学卒	三年制短大 専門学校卒	二年制短大 専門学校卒	高校卒	中学卒
	資格	級一 号給	級一 号給	級一 号給	級一 号給	級一 号給
園長等	有	部長は A5 級とし、課長、室長、園長は A4 級とし号給は理事会で決定する。				
副園長等	有	看護師、保健師資格保有者は B3 級、管理栄養士、栄養士資格保有者は C3 級それ以外は A3 級とし号給は理事会で決定する。				
主任 副主任	有	看護師、保健師資格保有者は B2 級、管理栄養士、栄養士資格保有者は C2 級それ以外は A2 級とし号給は理事会で決定する。				
保育士	有	A1 級 25 号給	A1 級 21 号給	A1 級 17 号給	A1 級 13 号給	
保健師	有	B1 級 29 号給	B1 級 25 号給	B1 級 21 号給	B1 級 17 号給	
看護師	有	B1 級 25 号給	B1 級 21 号給	B1 級 17 号給	B1 級 13 号給	
管理栄養士	有	C1 級 29 号給	C1 級 25 号給	C1 級 21 号給	C1 級 17 号給	
栄養士	有	C1 級 25 号給	C1 級 21 号給	C1 級 17 号給	C1 級 13 号給	
調理員	有	D1 級 25 号給	D1 級 21 号給	D1 級 17 号給	D1 級 13 号給	
	無	D1 級 21 号給	D1 級 17 号給	D1 級 13 号給	D1 級 9 号給	
事務員		A1 級 25 号給	A1 級 21 号給	A1 級 17 号給	A1 級 13 号給	
用務員		D1 級 21 号給	D1 級 17 号給	D1 級 13 号給	D1 級 9 号給	

アルファベットは給料表を意味する

(経験年数の加算)

第2条 新たに職員となった者が、その経歴のうちに社会福祉施設等又は幼児教育施設等その他表2に定める事業所に勤務したことがある場合には、その勤務年数を経験年数換算表(表2)により換算した経験年数を前条の規定による級号給に加えて得た級号給をもってその者の初任給とする。但し、本条の加算は法人採用前勤務先を退職後5年以上の期間が経過している者には適用しない。

表2

経験年数換算表

職務	経歴の種類	換算率
園長等 副園長等	社会福祉施設等又は幼児教育施設等	80%
	その他	60%
主任 副主任	社会福祉施設等又は幼児教育施設等	80%
	その他	60%
保育士	社会福祉施設等又は幼児教育施設等	80%
	その他	60%
看護師 保健師	社会福祉施設等又は幼児教育施設等	80%
	医療機関等	70%
	その他	60%
調理員 管理栄養士 栄養士	社会福祉施設等又は幼児教育施設等	80%
	その他	60%
事務員 用務員	社会福祉施設等又は幼児教育施設等	80%
	その他	70%

1.勤務年数は正規職員としての年数をいう。

非常勤職員として勤務していた年数は加算しない。

2.換算した経験年数の6か月未満の端数は切り捨て、6か月以上12ヶ月未満は2号換算とする。

3.経験年数の加算は、11年を限度とする。

(資格取得による号数の加算)

第3条 無資格ですでに勤務している職員が、その職務に有用な資格、免許を取得した場合には、次のように号数を加算する。

1.保育士試験に合格し、資格を得た者 4号給

2.栄養士試験に合格し、資格を得た者 4号給

3.調理師試験に合格し、資格を得た者 4号給

4.その他有用と認める資格を得た者 4号給

付則

(施行期日)

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

付則 (平成 20 年 5 月 28 日一部改正)

(施行期日)

この規程は平成 20 年 5 月 28 日より施行し、平成 20 年 4 月 1 日より適用する。

付則 (平成 21 年 2 月 14 日一部改正)

(施行期日)

この規程は平成 21 年 4 月 1 日より施行する。

付則 (平成 21 年 12 月 26 日一部改正)

(施行期日)

この規程は平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

(施行期日)

この規程は平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

(施行期日)

この規程は平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

(施行期日)

この規程は平成 27 年 7 月 1 日より施行する。

(施行期日)

この規程は平成 29 年 4 月 1 日より施行し、平成 28 年 4 月 1 日より適用する。

(施行期日)

この規程は平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

付則 (令和元年 12 月 10 日一部改正)

(施行期日)

この規程は令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

付則 (令和 4 年 3 月 8 日一部改正)

(施行期日)

この規程は令和 4 年 4 月 1 日より施行する。